

- 2 特定減額特例対象者は、厚生労働省令で定めるところによりその事業所に使用される被保険者の保険を管掌する者（当該者が協会である場合にあっては、厚生労働大臣）に申出をしたときは、その者は、前項の規定にかかわらず、被保険者となることができる。
  - 3 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、その日から、同項の規定による被保険者の資格を取得する。
  - 4 被保険者が、特定減額特例対象者に該当するに至り、かつ、同一の事業所に引き続き使用される場合には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、その該当するに至った日から、同項の規定による被保険者となったものとみなす。
  - 5 第二項の規定による被保険者（前項の規定により当該被保険者とみなされた者を含む。次項において同じ。）は、いつでも、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をし、当該被保険者の資格を喪失することができる。
  - 6 第二項の規定による被保険者は、第三十六条各号のいずれかに該当するに至った日又は次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に被保険者の資格を取得したときは、その日）から、当該被保険者の資格を喪失する。
  - 一 前項の申出が受理されたとき。
  - 二 特定減額特例対象者でなくなったとき。
  - 7 第二項の申出は、厚生年金保険法附則第四条の六第二項の申出をすることができる特定減額特例対象者にあつては同項の申出と、第五項の申出は、同条第五項の申出をすることができる特定減額特例対象者にあつては同項の申出と、それぞれ同時に行わなければならない。
  - 8 第一項から第六項までに規定するもののほか、被保険者の資格の取得及び喪失に関し必要な事項は、政令で定める。
  - 9 第一項において「短時間労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者であつて、第三条第一項各号のいずれにも該当しないものをいう。
    - 一 一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（第三条第一項第九号に規定する通常の労働者をいう。次号において同じ。）の一週間の所定労働時間の四分の三未満である短時間労働者（同項第九号に規定する短時間労働者をいう。次号において同じ。）
    - 二 一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満である短時間労働者
- （船員保険法の一部改正）
- 第三十四条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。**
- 第百四十七条中「提供を」の下に「求め、又は銀行、信託会社その他の機関に対し、被保険者若しくは被保険者であると認められる者の収入の状況その他の事項につき、報告を」を加える。
- 第百五十三条第一項第十四号中「求め」の下に「及び報告の求め」を加える。
- （独立行政法人農業者年金基金法の一部改正）
- 第三十五条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。**
- 附則第九条第一項中「厚生年金保険法」を「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）第四条の規定による改正前の厚生年金保険法」に、「事務所を除く。」を「ものを除く。以下この項において単に「事業所」という。」に、「事業所又は事務所に同項」を「事業所に同条第一項」に、「の規定」を「次項において同じ。」の規定に、「事業所若しくは事務所」を「事業所」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2

厚生年金保険法第六條第一項第一号に掲げる事業所に使用される者に該当する農業者年金の被保険者が当該事業所に同項の規定が適用されるに至ったため農業者年金の被保険者でなくなった場合において、その農業者年金の被保険者でなくなった日の属する月からその者を農業者年金の被保険者とみなして第十三條の規定を適用したとすればその者が農業者年金の被保険者の資格を喪失することとなる日又はその者が当該事業所に使用されなくなった日のいずれか早い日の属する月の前月までの期間を基礎として農林水産省令で定めるところにより算定される期間は、その者の申出により、次の表の上欄に掲げる規定の同表の下欄に掲げる期間に算入する。この場合において、同表の上欄に掲げる規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

| 第三十一条及び附則第三条第一項第一号 | 保険料納付済期間等      |
|--------------------|----------------|
| 第四十五条第三項           | 次に掲げる期間を合算した期間 |

附則

（施行期日等）

**第一条** この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中国民年金法第二十八条第五項第二号、第三十七条及び第百二条第二項並びに附則第九条第一項及び第九條の三第三項の改正規定、第二条中厚生年金保険法第四十四条の三第五項第二号、第五十八條第一項第四号、第八十四条の六第三項第二号、第百条の二及び第百条の四第一項第三十七号並びに附則第十四條第一項、第二十三條第一項及び第二十八條の三第三項の改正規定、第六條、第十一條、第十三條及び第十六條の規定、第十八條中社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という。）第十六條第二項第一号イ、第十八條第一項、第二十条第一項第四号及び第三十一条第三項から第五項までの改正規定、第二十八條中確定給付企業年金法第八十二条の四（見出しを含む。）の改正規定、第三十三條中健康保険法第九十九條第一項及び第二百四條第一項第二十号の改正規定並びに第三十四條の規定並びに次項及び第三項並びに次条第二項から第四項まで、附則第三條、第三條の二、第四十条及び第四十一条の規定、附則第四十二条中雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百三十九條第二項の改正規定、附則第四十四条中社会保険審査官及び社会保険審査会法（昭和二十八年法律第二百六号）附則第十四項の改正規定（附則第二十九條第五項）を「附則第二十九條第六項」に改める部分に限る。並びに附則第五十五条の規定 公布の日
- 二 第三十条の規定 令和七年十月一日
- 三 第一条中国民年金法附則第九条の五第二項の改正規定、第二条中厚生年金保険法附則第三十一条第二項の改正規定、第十七條中年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「令和二年改正法」という。）附則第三十九條（見出しを含む。）の改正規定及び第三十二条の規定並びに附則第四十二条の規定（第一号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条中厚生年金保険法第七十八條の二第一項ただし書の改正規定及び附則第十条の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日